

令和7年6月25日
国土交通省

住宅宿泊管理業者への全国一斉立入検査結果(令和6年度)

国土交通省の各地方整備局及び北海道開発局並びに内閣府沖縄総合事務局(以下「各地方整備局等」という。)において、令和6年7月から令和7年3月にかけて、全国39業者の住宅宿泊管理業者へ立入検査を実施し、うち32業者に是正指導を行いました。

1. 目的

平成30年6月、住宅宿泊事業法(以下「法」という。)が施行され、令和7年3月現在、法に基づく住宅宿泊管理業者の登録数は2,808業者となっています。住宅宿泊管理業者は法令を遵守し、適正に住宅宿泊管理業を営むことが必要です。

国土交通省として、住宅宿泊管理業の適正化を推進するため、初めて全国一斉立入検査を実施した令和5年度から引き続き、令和6年度においても、住宅宿泊管理業者に対する全国一斉立入検査を実施しました。

2. 立入検査結果

令和6年7月から令和7年3月にかけて、各地方整備局等において住宅宿泊管理業者の事務所等に立ち入り、法令の遵守状況について検査を行い、必要に応じて是正指導等を実施しました。全国39業者(令和5年度38業者)に対して立入検査を行った結果、法令違反の認められた32業者(令和5年度34業者)に対して是正指導を行い、32業者すべてにおいて是正等がなされたことを確認しています。

令和6年度の指導率は、82.0%(令和5年度89.4%)で、前年比7.4ポイント低下しており、是正指導件数は「帳簿の備付け等義務違反」が最も多く、次いで「住宅宿泊事業者への定期報告義務違反」、「証明書の携帯等義務違反」となっています。

3. 今後の対応策

今回の立入検査において法令違反の認められた住宅宿泊管理業者に対しては、違反状態の是正をするよう指導を行い、是正等がなされたことを確認したところですが、他の住宅宿泊管理業者に対しても、引き続き、立入検査等による法令遵守の指導を行うとともに、法令違反に対しては、法に基づき厳正かつ適正に対処するなど、住宅宿泊管理業の適正化に取り組んでまいります。

<法の条項ごとの是正指導件数>

【条項】	【是正指導件数】
① 変更の届出等義務違反(法第26条関係)	4件(令和5年度3件)
② 不当な勧誘等の禁止違反(法第32条関係)	1件(令和5年度0件)
③ 管理受託契約の締結前の書面の交付義務違反(法第33条関係)	11件(令和5年度6件)
④ 管理受託契約の締結時の書面の交付義務違反(法第34条関係)	4件(令和5年度9件)
⑤ 証明書の携帯等義務違反(法第37条関係)	21件(令和5年度22件)
⑥ 帳簿の備付け等義務違反(法第38条関係)	24件(令和5年度22件)
⑦ 標識の掲示義務違反(法第39条関係)	16件(令和5年度5件)
⑧ 住宅宿泊事業者への定期報告義務違反(法第40条関係)	22件(令和5年度19件)
⑨ 住宅宿泊管理業務の実施義務違反(法第36条関係)	3件(令和5年度6件)

